



#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か		市が行うべき	○	他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>平成23年度に「景観条例」の制定及び「和歌山市景観計画」の策定、届出制度の運用も開始し、景観に関する意識が徐々に浸透してきていると感じているところである。また、景観重点地区等の指定についても「和歌山城周辺景観重点地区」につづいて、平成24年度末に「和歌の浦景観重点地区」を指定し運用をしているところである。平成30年度には「景観まちづくり推進団体」、「景観まちづくり推進地区」制度が始まり、当制度第1号となる推進団体の認定を行い、住民が主体となった景観まちづくりへの期待が膨らんできているところである。</p> <p>和歌の浦景観重点地区における届出対象行為を見直し、小規模工作物等の乱立に対する誘導を強化するよう、令和2年度には景観条例施行規則を施工予定。</p> <p>さらに、良好な夜間景観形成のため、平成31年度は城北橋から中橋にかけての社会実験を実施した。</p>
見直し・改善内容	<p>観光客の増加や社会情勢の変化などを踏まえ、人を呼び込む積極的な景観形成を目指し、平成29年度に改正した景観計画の積極的な運用を図る。また、住民団体等と連携し、新たな景観拠点の創出や、特徴的な景観・保全すべき優れた景観の保全、景観形成に資する住民団体等の活動を支援するため、平成30年度に開始した「景観まちづくり推進団体」「景観まちづくり推進地区」制度を積極的に運用する。</p> <p>和歌の浦景観重点地区における届出対象行為を見直し、小規模工作物等の乱立に対する誘導を強化するよう、令和2年度には景観条例施行規則を施工予定。</p> <p>また令和2年度には、水辺空間を生かしたまちづくり事業の一環として、中橋を中心とした市堀川の水辺のライトアップを行う。</p>